

長浜地方卸売市場株式会社、株式会社北びわこ水産、株式会社長浜合同青果及び 滋賀文教短期大学との課題解決型学習に関する連携協定書

長浜地方卸売市場株式会社（以下「甲」という。）、株式会社北びわこ水産（以下「乙」という。）、株式会社長浜合同青果（以下「丙」という。）及び滋賀文教短期大学（以下「丁」という。）は、次のとおり、課題解決型学習に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙の課題解決に資する活動及び、丁の学生の学習成果の獲得を支援する活動を展開するため、丁の授業において課題解決型学習を実施することを目的とする。

（協力、支援の内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次のことについて連携し、協力するものとする。

- (4) 講師の派遣
 - (5) 施設等の提供
 - (6) その他、甲、乙、丙及び丁が協議して必要と思われる事項
- 2 丁の課題解決型学習において、履修する学生がいない場合は、実施を見合わせるものとする。
- 3 丁は課題解決型学習の授業の実施に際し、甲と協議のうえ、半期 15 講（週 1 日 90 分）を基本とした授業計画を作成し実施することとする。
- 4 甲は、前項にかかる計画について、乙及び丙と連携し実施することとする。

（経費負担）

第3条 第2条にかかる事業実施における経費の負担については当事者負担とし、その都度協議する。

（協定の担当窓口）

第4条 本協定に基づく連携、協力の推進のため、甲、乙、丙及び丁に各担当窓口を設置する。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日から 1 年間継続するものとし、その後期間満了 3 カ月までに申し出がないときはさらに 1 年間その期間を延長し、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 本協定の目的の達成に向け、適宜、協議を行うこととする。本協定の改廃についても、甲、乙、丙及び丁の協議のうえ行うものとする。

上記の協定の締結を証するため、各 1 通を保管する。

平成 29 年 2 月 1 日

甲 長浜地方卸売市場株式会社

代表取締役社長

川崎 他家廣



乙 株式会社北びわこ水産

代表取締役社長

藤田 勇人



丙 株式会社長浜合同青果

代表取締役社長

松井 博之



丁 学校法人松翠学園滋賀文教短期大学

学 長

松本 博文

